令和6年度サービス管理責任者更新研修·児童発達支援管理責任者更新研修開催要項

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 (以下、「サービス管理責任者等」という。)の養成を図ることを目的とします。

2. 実施主体

島根県(実施機関:島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター)

3. 期日・会場・定員

開催期日	開催場所	定 員
令和6年11月27日(水) ~28日(木)	朱鷺会館 (出雲市西新町 2 丁目 2456-4)	9 6名

4. 受講対象者 次の(1)~(3)全てに該当する者

(1) 受講要件(サビ管は①または②に該当する者、児発管は③または④に該当する者)

サービス管	① 実践研修を修了後、現に指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者または指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している者または従事しようとする者
埋 責 任 者	② 実践研修を修了後、本研修受講開始日前5年間において①の業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している者または従事しようとする者
児童発達支援祭	③ 実践研修を修了後、現に指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者または指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者または従事しようとする者
官理責任者	④ 実践研修を修了後、本研修受講開始日前5年間において③の業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者または従事しようとする者
	として従事している者または従事しようとする者 ② 実践研修を修了後、本研修受講開始日前5年間において①の業務に通算して2年以上従事した者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している者または従ようとする者 ③ 実践研修を修了後、現に指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管として従事している者または指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事して、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者または従ようとする者 ④ 実践研修を修了後、本研修受講開始日前5年間において③の業務に通算して2年以上従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者またはたしようとする者

- (2) 申込みは、島根県内事業所等に限ります(ただし、現在他県にお住まいの方で、今後島根県内の事業所に従事される方は除く)。同一事業所内で優先順位をつけてください。
- (3) 事前課題の作成が可能な者
- 注 1) サービス管理責任者更新研修、児童発達支援管理責任者更新研修を修了した方で、修了証書に記載の「更新研修を修了すべき期日」の更新期限が今年度末(令和7年3月31日)で切れる方は令和6年度に更新研修を受講しなければ資格が一旦失われますのでご注意ください。

注 2) サービス管理責任者更新研修、児童発達支援管理責任者更新研修を令和 2 年度~令和 5 年度に修了した方で、修了証書に記載の「更新研修を修了すべき期日」の更新期限が「令和 8 年 3 月 31 日」、「令和 9 年 3 月 31 日」、「令和 10 年 3 月 31 日」、「令和 11 年 3 月 31 日」のいずれかであり、かつ、4.受講対象者(1)~(3)を満たしている場合は、更新期限に余裕をもって受講されることをお勧めします。

5. 申込方法·受講決定·受講料

- (1) **申込締切日 10月2日(水) 12時(正午) までに申し込んでください。**※期限を過ぎての受講申込は受け付けません。
- (2) 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ(https://www.shimane-fjc.com/) 」にアクセスして、 『研修受講サポートシステム』のマニュアルをダウンロードし、入力手順にしたがって申し込んでください。 申込確認メール が到着して申込み完了です。
 - ※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。
 - ※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください。(個人での申込はできません。)
- (3) 申し込みと併せて、①~⑤に該当する下記証書の写しをアップロードし、添付してください。
 - ① サービス管理責任者(実践研修)の修了証の写し
 - ② 児童発達支援管理責任者(実践研修)の修了証の写し
 - ③ サービス管理責任者(更新研修)の修了証の写し
 - ④ 児童発達支援管理責任者(更新研修)の修了証の写し
 - ⑤ 様式1「実務経験証明書」
 - ※添付する必要書類が全て準備できた状態で『研修受講サポートシステム』の申し込み入力を行ってください。
- (4) 受講を決定した場合、「受講決定通知書」を送付します。また、受講をお断りする方には、「不決定通知書」を送付します。
 - ※定員を超える申込みがあった場合は、申込書に記載された受講優先順位(同一事業所内)等を考慮して受講者を選考する場合があります。現に障害者支援施設等においてサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事している方および「更新研修を修了すべき期日」が今年度末(令和7年3月31日)の方を優先的に申し込んでください。
- (5) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください(振込手数料はご負担ください)。 受講料 ひとり 3,000円(消費税非課税)
- (6) 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。
- (7) この受講決定は事業所等における配置要件を満たすことを確約するものではありません。実務経験が配置要件を満た すかについては、指定権限のある県または松江市におたずねください。

6. 修了証書の交付等

- (1) 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- (2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。 ※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう勤務調整等を行ってください。
- (3) 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合(注 1)、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。
- 注1)①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
 - ②研修の円滑な実施を妨げる行為 (講師等から注意を受けても受講態度が改善されない、グループワークに等において 消極的な態度も含む)
 - ③研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等)
 - ④事前課題が適切に実地されていないと判断された場合

7. その他

- (1) 昼食は各自ご準備ください。
- (2) 研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。(印鑑は不要)
- (3) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- (4) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (5) 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- (6) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録したファックス番号宛(勤務先等)に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- (7) インフルエンザ等健康状態により、受講をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- (8) マスク着用は個人の判断を基本とします。
- (9) 車椅子席の用意等が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

8. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター) 〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当/永瀬・足立 TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 https://www.shimane-fjc.com/

9. 会場案内

《朱鷺会館》出雲市西新町2丁目 2456-4番地 TEL 0853-24-9857 JR 西出雲駅南口より徒歩10分



受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。 その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

◎サービス管理責任者の配置が必要なサービス

○自立訓練(生活訓練) ○共同生活援助 ○自立生活援助

〇自立訓練(機能訓練) 〇就労移行支援 〇就労継続支援 A 型

〇生活介護 〇施設入所支援

※居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支援は該当しません。

◎児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス

○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○居宅訪問型児童発達支援

〇保育所等訪問支援 〇福祉型障害児入所施設 〇医療型障害児入所施設